## 第134回管理運営問題部会 議事録 (案)

開催日時 2022年2月13日(日) 14:00~15:30 開催場所 ブリリア多摩センター パーティルーム 出席者(敬称略・順不同) 長谷川、、南波、末満 以上3名 司会者 末満

## 議題

- 1) 改正適正化法に伴う「管理業協会の管理等級評価シートの記入の検討」 進行 末満
- 2)マンション「管理適正評価制度と管理計画認定制度の2つの制度の比較」 進行 末満
- ※予定した「マンション長期マネジメント計画」の検討 10 回と、先進事例「プラザ歌島団地管理組 合法人」の紹介は次回の議題に先送りとした。

資料・マンションの長期マネジメント計画策定の手引き(案) 各自用意

- ・マンション管理計画認定制度における認定基準(素案)について 各自用意
- ・マンション管理業協会のマンション管理評価制度の評価方法 各自用意
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの見直し概要 各自用意
- ・マンション管理等級評価シート (A3版) 各自用意
- ・マンションの長期ビジョンに関する既存事例
- 各自用意
- ・マンション管理適正評価制度のスケジュールについて 末満提供

「(~令和4年4月スタートに向けて) 一般社団法人マンション管理業会発行)」

## 議 事

1. 改正適正化法に伴う「管理業協会の管理等級評価シートの記入の検討」

各自が事前に評価し、記入したマンション管理等級シート(A3版)を基に、区分された 5つカテゴリーごとに①管理体制関係の6評価項目 ②建築・設備関係の3評価項目 ③管理組合収支関係の6評価項目 ④耐震段関係の1評価項目 ⑤生活関連の5評価項目のラ ンク付けする判断基準の確認を行い、評価ポイントのチェックと修正を実施した結果、3者によ る管理評価総獲得ポイントは、80 ポイント、82 ポイント、83 ポイントの結果で、ポイントラ ンクは、 $\star\star\star\star$  (70~89) の A の等級評価であった。

2. マンション「管理適正評価制度と管理計画認定制度の2つの制度の比較」

表題「マンション管理適正評価制度のスケジュールについて」(~令和4年4月スタートに向け て) 一般社団法人マンション管理業会発行の資料にて、2 つの制度の比較を行い、主な相違点な どを確認・学習した。(要旨は次頁に続く)

## ◆ 2つの制度の比較(主な内容の要旨で細部は提供資料を参照)

内容	マンション管理適正評価制度	管理計画認定制度
・両制度の概要	個々のマンションの管理状態や管理組	国の基本方針に基づき地方公共
(どんなものか・・・?)	合の運営の状態を、評価者(管理主任者・	団体は管理適正化の推進のため計
	マンション管理士)がチェックし、5 段階	画を策定することができる。
	(S·A·B·C·D)で評価する仕組み。	計画を定めた地方公共団体は、一
	マンションの基礎的な情報や評価情報	定の基準を満たすマンション管理計
	を登録し、インターネットを通じて一定の	画を認定することができる(事務主
	情報を分かりやすく公開するので、いつ	体は市区、市区以外の区域は都道府
	でも誰でも閲覧することができる仕組	県)。
	み。	「認定」又は「非認定」となり。認定
		マンションはマンション管理センター
		HP で公表される。
  ・何を評価するのか・・・?	5 つのカテゴリーに分類 25 項目+a	3 つのカテゴリーに分類、17 項目
13 2011111 2 3 3 3 3	を数値化した上で、その合計点により、マ	及び市区の独自基準にて適否を判
	ンションの管理状態を「S~D ランク」に評	定。
	一個。	
・国+地方公共団体基準と評価制	適正評価制度において、以下の対応を予定	
度の連携の内容はどんなことか?	1)それぞれの評価項目を整合させる。	
	2)「適正評価制度」と「管理計画認定制度」を一括審査する。	
	これにより・・両制度の <mark>評価結果をワンストッ</mark> 	ップで取得することが可能となる。
  ・誰が評価(審査)するのか・・?	 ここでは「評価者」といいます。	ここでは「審査者」と言います。
	マンション管理業協会の指定する講習	地方公共団体自ら審査すること
	を修了した」「(仮称)評価管理業務主	になっておりますが、国(マンショ
	任者」、「(仮称)評価マンション管理	ン管理センター)が指定する講習
	<mark>士」</mark> が評価します。	を終了した「マンション管理士」が
		国の認定基準の適合に関わる審
		査を行うことができます。
・どうやって、適用を受ければよ	1・申請の意志決定	1・申請の意志決定
いか・・・?	▶ 管理組合の総会決議を経ること	➤ 管理組合の総会決議を経る
・申請者は・・・?	2. 申請者	こと
	▶ 管理者等	2. 申請者
	3. 評価・システム登録	► 管理者等

・いつから受けられるのか・・・?	<ul> <li>(仮称)評価管理業主任者</li> <li>(仮称)評価マンション管理士</li> <li>評価制度登録開始</li> <li>令和4年4月(開始予定)</li> <li>インセンティブ等の適用の本格稼働</li> <li>令和4年10月ころ(適用予定)</li> </ul>	3. 適合審査(事前確認)  マンション管理士等  4. 認定主体  地方公共団体  1. 管理計画認定制度開始  令和4年4月(開始予定)  2. 各地方公共団体開始時期  地方公共団体により異なる(未定)
・制度によるインセンティブ は・・・?	以下の項目について検討中 管理組合が加入する <mark>損害保険の割引</mark> 1. 情報公開に関わる保険料割引 2. 維持管理状況に関わる保険料割 引 3. その他 金融 JHF:共用部リフォーム融資の優 遇など	税 金融 予算 ・・・ など未定
・評価結果や認定の有効期間、公開される方法は・・・?	・毎年更新 ・評価結果を毎年反映(S~D)変動もあり得る。 ・マンション管理適正評価制度の専用サイトに評価結果を表示。 (国の認定基準合致(認定取得後5年間)の有害含め表示) ・その他、不動産流通のポータルサイト等へのリンク表示についても検討中。	・5 年間有効 ・途中変更しない限り、申請時の「認定」が有効。 ・マンション管理センターの HP に公開 (地方公共団体の HP に公開?)

(記録末満)

次回 二宮部会長と日程を協議し、末満が各委員に連絡することとした。 場所 ブリリア多摩センター パーティルーム

以上